

個人・ボランティア等による植物の防除に係る規制

外来生物法においては、特定外来生物の飼養等（飼育、栽培、保管、運搬）が禁止されている。一方、植物については抜き取りなど簡易かつ安全性の高い手法による防除が可能であり、個人やボランティア等の協力を得ながら防除を進めていくことが望ましい。

特定外来生物である植物の刈り払いを行う場合は、

防除の一環として位置づけ環境省の確認又は認定を受ける

外来生物法施行規則第2条各号に定める飼養等の禁止の適用除外に該当して飼養等を行う飼養等を伴わない防除を行う

のいずれかの対応が必要となる。

防除の一環として位置づけ環境省の確認又は認定を受ける

特定外来生物の刈り払い等の防除は、計画的かつ必要に応じて他の主体と連携して実施すること等により、効果的・効率的な被害の防止が期待できることから、本来、法に基づく防除の確認又は認定を得て実施することが望ましい。

また、実施した防除に係る情報を共有し、相互に活用すること等により、より効果的な防除手法の確立にも資することも期待できる。

また、防除実施計画の従事者名簿に登録することにより、国又は確認を得た地方公共団体が行う防除の一部として実施することも可能である。

施行規則第2条各号に定める飼養等の禁止の適用除外に該当して運搬等を行う

廃棄物運搬処理業者に引き渡して行う運搬（第11号に該当）等は飼養等の禁止の適用除外に該当する。

飼養等を伴わない防除を行う

特定外来生物に該当するものとして器官を定めていないアレチウリやオオキンケイギク等の防除に関しては、刈り払いを行った地上部や茎と根を切り離した場合の各植物体は特定外来生物に当たらない。このため、これらの保管や運搬は法律に基づく特定外来生物の飼養等にはあたらない。

また、政令で茎等の器官を特定外来生物に含まれるものとしているナルトサワギク等の特定外来生物についても、刈った個体をその場で集積し枯死させる行為は、運搬や保管には当たらないと解することができる（「保管」は、生物を自己の勢力の範囲内に保持して、その死傷を防ぐこととしており、「運搬」は、生物を事実上の支配下において運び異なる場所に移すこととしている。）成熟した種子が散逸して逸出するおそれがある場合には、ビニール袋に密閉して枯死するまで一定期間現場に放置しておくことや、シートをかぶせて種子の飛散を防ぐこと等の工夫が考えられる。（本来は防除の観点からは、一般に結実期前の刈り払いが有効である）

なお、防除に伴う一連の作業による小規模の移動であれば、運搬には当たらないと解釈できる。

計画的な防除を行う観点から、地方公共団体が実施する防除や一定規模以上の防除においては、 のとおり防除の確認又は認定を受けることが望ましいが、個人・ボランティア等による小規模な防除については、それらの活動を促進させるため、 のとおり防除の確認又は認定を受けずに、かつ特定外来生物の逸出のない形での防除が可能であることを周知していくことも必要である。

しかし、 に記載した行為は作業者の負担になる可能性があるため、逸出のおそれがなく、作業者への過大な負担が発生しない防除作業に伴う運搬等について、法目的の趣旨を鑑み、整理を行い、周知していくことが今後必要である。